

様式 2 の 1

林業・木材産業循環成長対策

変更事業構想

島根県

1 地域の概要

<島根県の立地>

島根県は、西日本の日本海側に位置し、200 km以上の東西に長い海岸線を有する本土部分に加え、隠岐地域として4つの離島も有している。浜田自動車道や尾道松江線の全面開通と山陰道の部分開通により、近畿地方や山陽方面、九州地方との物流時間が短縮され、経済的な価値が高まっている。

<島根県の森林>

島根県は、県土面積67万haのうち、森林が52万haを占めており、森林率は全国第4位である。このうち、国有林はわずか3万2千haであり、県内の森林の94%が民有林である。森林の蓄積量は、10年前の1億2千万m³から1億5千万m³へと約1.25倍増加しており、森林資源としても利用期を迎えている。このため、民有林を主体とした森林整備や木材生産を実施することが、県内の林業振興を図っていくためには不可欠である。

2 森林資源の循環利用確立に向けた現状、課題及び取組方針

島根県の木材産業の特徴は、合板工場および木質バイオマス発電用の原木需要が大半を占めしており、今後も安定した原木需要が見込まれている。製材業においては、現在の原木生産量に見合った原木の需要が確保できていない状況であり、収益性の最も高い製材用原木の流通量を増大させることが課題の一つとして挙げられる。原木供給については、上記の需要に応えるため、県産原木の増産に取り組み、平成23年度以降増加傾向にあるが、拡大する需要に供給が追いついていない。

今後の取組方針として、①原木の低コスト生産と、原木を長期的・安定的に供給していくため高性能林業機械の積極的な導入、②林業労働力の確保や伐採等の林業作業技術の向上を図ることで、さらなる原木の増産に取り組んでいく。また、森林資源の循環利用を推進するために、③再造林に必要となる苗木の確保、④再造林等の増加に伴う造林事業量に対応した林業労働力の確保により主伐後の再造林にも併せて取り組んでいく。木材産業においては、⑤製材工場の新設・規模拡大に取り組み、製材用原木の需要を高めるとともに、高品質・高付加価値製品の開発に取り組むなど収益性の向上を図り、木材産業全体の発展を目指す。

3 森林資源の循環利用により目指す地域の林業・木材産業の将来像

林業分野においては、高性能林業機械の導入や主伐技術者の育成による原木生産コストの低減と林業就業者の増加による生産能力の増大により林業経営者の長期的・安定的な生産体制を整備する。また、需要に対応した原木生産量を増大させることで収益性の向上を図り、林業事業体の経営力を強化する。

木材産業においては、原木が安定的に供給されることで経営の安定と収益性を増大させる。製材業では、製材工場の新設・規模拡大を図るとともに、製材工場間での分業・連携を促進し、製材用原木の需要拡大を図る。また、高品質・高付加価値製品の製造・開発に取り組むことにより収益を確保し、その利益を所有者に還元する構造をつくり出す。

4 再造林の省力化と低コスト化に関する現状、課題及び取組方針

島根県では人工林資源が利用期を迎えており、県内の原木需要に対応するために人工林をはじめ天然林においても主伐が積極的に実施されている。主伐後の伐採跡地を放置すれば森林資源の減少・枯渇を招くことになるため、伐採者と造林者の連携による伐採から再造造林の一貫作業等によって適正に森林を再生し、森林資源を循環利用することが重要である。

そこで、主伐による原木の安定供給を行っていくとともに、①一貫作業による再造造林の推進、②一貫作業で必要となる植栽時期を限定しないコンテナ苗生産量の拡大、③低密度植栽（2,000本/ha 以下）の推進、④特定苗木の生産体制整備による生産拡大などによる再造造林の省力化と低コスト化へ取り組むことで森林資源の循環利用を進めていく。

5 林業経営体の現状、課題及び育成方針

県内林業経営体は、島根県独自の制度である「島根林業魅力向上プログラム」、「しまね林業士制度」を活用し、経営体自らが労働条件・就労環境の改善を行い、林業就業者を確保し、原木生産や再造造林の拡大に取り組んでおり、県全体では原木生産量が年々増加し、林業就業者も増加傾向にあるなどの成果に繋がっている。

しかし、一部の林業経営体においては、給与や休暇などの労働条件や福利厚生などの就労環境の改善が十分に進んでおらず、事業規模の拡大等に向け必要な林業就業者を確保できていないという課題がある。

今後は、林業事業体ごとの特徴に合わせた収益力の向上や経営体质の強化を図るため、中小企業診断士等の専門家の派遣による経営改善などの指導を強化するとともに、労働安全パトロール等を通じて労働災害を低減させ、林業経営体のさらなる魅力向上や、原木生産量・再造造林の拡大を進める。

6 森林の経営管理の集積・集約化の現状、課題及び取組方針

島根県内は森林経営計画のカバー率が21%程度であり、地籍調査の遅れ等により森林所有者や境界が不明な森林も多く存在しており、森林経営計画の作成や集約化施業の実施に支障を来すことがある。

原木生産量の増産や適切な森林整備を進めていくためには、森林所有者や境界の明確化は必須の条件であるため、市町村による森林経営管理法に基づく森林の経営管理の集積・集約化の取り組みと連携し、森林経営計画の策定に必要な森林情報の収集、森林境界の明確化、合意形成に取り組む。

7 間伐の現状、課題及び取組方針

島根県では人工林資源のうち20%が間伐期、72%が主伐期を迎えていることから、適期での間伐を実施するとともに、主伐・再造造林による森林の循環利用および齢級構成の適正化を進めている。

そこで、生産基盤強化区域等で効率的に搬出間伐を実施し、県内の木材需要に対応していくとともに、主伐に至るまでの森林の適切な密度管理および公益的機能が発揮できるよう森林資源の管理を進めていく。

8 路網整備の現状、課題及び取組方針

島根県内の路網整備は、森林作業道を主体に整備しており、近年の森林作業道の開設延長は年間 200km 程度である。しかし、県内の森林資源を有効に利用していくためには、森林作業道だけではなく、効率的な木材運搬が可能となる林業専用道（規格相当）を積極的に開設し、路網整備を推進していくことが必要である。

そこで、利用可能な森林資源が充実したエリアを団地化し、集中的に林業専用道（規格相当）と森林作業道を組み合わせた路網整備を行うことで、効率的な原木生産へ繋げていく。

9 山村地域の防災・減災や森林資源の保全に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取組予定なし

10 木材加工・流通の合理化等に関する現状、課題及び取組方針

原木の用途は、取引価格が高い順に「製材用」「合板用」「製紙チップ用」「燃料チップ用」となっており、品質に応じて適切に取引されることが森林経営の収益力を向上させる上で重要である。本県には、原木を大量に消費する合板工場や FIT 制度を活用した 5 基の木質バイオマス発電所が立地し、また、県内や隣県に製紙工場が立地しており、いわゆる B 材、C 材、D 材の需要は十分に確保されている一方で、A 材については、小規模零細な製材工場が大半であり、県内需要は横ばいとなっている。

今後は、製材工場の新規立地や規模拡大、A 材の安定供給により需給バランスを改善し、製材用原木の取引を拡大させる。

11 木材需要の創出等に関する現状、課題及び取組方針

今後は、製材工場の新規立地や規模拡大、製材工場間の分業・連携による A 材需要拡大により、森林経営の収益力を高めることで A～D 材、木材全体の生産量を拡大し、バイオマス利用等の需要拡大に対応していく。なお需要創出の余地のある地域においては、木質バイオマス利用を促進していく。

12 特用林産物の生産に関する現状、課題及び取組方針

島根県の特用林産物の中で、栽培きのこ産出額は約 9.8 億円（R5）と県内の主要な栽培作物であり、きのこ生産は中山間地域の重要な産業である。栽培きのこの中でも「生しいたけ」の生産量が約 8 割と非常に大きなウエイトを占めている。しかし、生産者の高齢化による生産者数の減少や菌床製造施設等の老朽化による生産効率の低下が課題となっている。

そこで、菌床製造施設等の生産基盤施設の整備を図り、新たな生産者が積極的に「生しいたけ」の生産に取り組んでいく体制を整備し、生しいたけ生産量を増加させることで林業産出額の増大を図る。

13 林業と木材産業の連携に関する現状、課題及び取組方針

現状では、合板用及び木質バイオマス用原木の供給にあたっては、林業経営者で組織する団体が窓口となり、需要先と供給量を調整しているところ。

また、製材用原木については、近年、林業事業体と製材工場間での安定取引協定に基づく供給量が増加しつつある状況。今後は、複数の林業事業体や製材工場がさらなる安定取引協定の締結を進め、原木の計画的・安定的な流通体制を構築するとともに、製材工場の新設や規模拡大により製材能力の向上を図ることで、地域ぐるみで伐採から製材加工までの取組が拡大される仕組みを構築する。

14 事業実施期間

令和5年度～令和9年度

15 目標を定量化する指標

<木材供給量の目標> (単位 : 千 m³)

	令和3年(度) (実績)	令和9年(度) (目標)
木材供給量	660	757

※ 国産材の供給量について、直近年(度)の実績及び事業実施期間の終期等の目標を記載する。

目標	メニュー	指標	令和9年(度) (目標)
林業・木材産業の生産基盤強化	高性能林業機械等の整備	労働生産性(m ³ /人・日)の増加率	10
		地域材利用量(m ³)の増加率	20
	木造公共建築物等の整備	事業費当たりの木材利用量(m ³ /百万円)	—
		事業費当たりの木材利用量(m ³ /百万円)	—
		事業費当たりの木材利用量(m ³ /百万円)	—
	木質バイオマス利用促進施設の整備	事業費当たりの木質バイオマス利用量(m ³ /百万円)	—
		事業費当たりの木質バイオマス利用量(m ³ /百万円)	20
		事業費当たりの木質バイオマス利用量(m ³ /百万円)	—
	循環型資源基盤整備強化対策	人工造林面積のうち、人工造林のコスト低減を図る取組の面積割合(%)	86%

※ 上表の指標については、別表3に定める事項を記載することとし、事業実施期間の終了年度の目標を記載すること。